

## 第4 公共事業の実施における基本姿勢

良好な景観の形成の目標に向けて、次の基本姿勢により公共事業を実施します。

### 1 地域の良好な景観の形成についての認識の共有に努めます。

山口県景観条例において、景観を「それを構成すべき個々の土地、建築物その他の工作物又は物件の外観のみならず、それを見る者の認識によって成り立つものである」と位置づけているように、地域の景観の特性は認識の共有によって捉えることができると考えます。

このため、公共事業において景観形成を行うにあたっては、構想・計画・設計段階において、地域の良好な景観の形成について官民双方の認識の共有に努めるとともに、その認識が施工・維持管理段階へと継承されるように努めます。

### 2 公共事業における景観形成の評価や事業担当者等の知識の研鑽等により、より質の高い公共施設の整備に努めます。

公共事業における良好な景観の形成は、華美な装飾をすることではなく、地域特性等に配慮した施設整備を行うことであると考えます。

このため、事業担当者等が景観に配慮する視点を持ち、景観に対する意識・知識・経験を高めることに努めます。また、事業における景観形成を評価するとともに、その評価を次に行う事業に生かし、常により質の高い公共施設の整備に努めます。

### 3 地域住民の景観形成への意識を高めるとともに民間の建築活動等に影響を与え、良好な公共空間に導くように努めます。

地域の良好な景観の形成は、景観に配慮した公共施設を整備するだけでなく、景観を構成する他の要素についても景観に配慮されることが重要であると考えます。

このため、公共事業を通して、地域の景観形成の主体である市町と連携し、地域住民の意識を高め、官民協働による良好な景観の形成につなげるように努めます。

また、民間の建築活動等に影響を与えるように、景観に配慮した質の高い公共施設の整備に努めます。

